

## 共謀罪の本質と現実を掘り下げる

現在、国会で審議中の「共謀罪」。テロ等準備罪との看板が偽りであること、実行行為概念を基調とした我が国の刑法の基本原則に真っ向から抵触すること、表現の自由や結社の自由を侵害しさらには思想・良心の自由をも侵害するものであることなど、根本的な欠陥が次々と明らかとなっています。

しかし、安倍政権は、本国会中での採決の姿勢をまったく崩していません。

そこであらためて、「共謀罪」の抱える問題を理解すべく、「共謀罪」のある社会とはどんな社会か、私たちの暮らしはどのように変わるかを、現在の日本で実際に起きている事件や過去の日本での歴史的事実から説き起こす連続学習会を企画しました。お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

第1回 5月11日(木)

### 刑法から迫る 共謀罪の本質

講師：平川宗信さん

(名古屋大・中京大名誉教授(刑法))

現実事例の当事者からの報告

瑞穂区白龍町高層マンション建設を巡る住民運動への刑事弾圧事件の被害者

第3回 5月29日(月)

### 治安維持法から迫る 共謀罪の本質

～政府は何をやらせようとしているか

講師：内田博文さん

(九州大学名誉教授(刑法))

各回とも 会場・時間は同じ

会場：ウィルあいち セミナールーム1・2

時間：18:30～20:30(開場18:00)

入場無料(カンパ歓迎)

第2回 5月25日(木)

### 憲法から迫る 共謀罪の本質

講師：本 秀紀さん

(名古屋大学教授(憲法))

現実事例の当事者からの報告

大垣警察市民監視違憲訴訟原告

特別編 6月6日(火)

### 日本の表現の自由と メディアと「共謀罪」

～国連特別報告者・調査報告をふまえて

講師：藤田早苗さん

(英国エセックス大学人権センターフェロー  
(国際人権法))

主催：秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 【ア ㊦】 <http://nohimityu.exblog.jp/>

連絡先：緑オリーブ法律事務所(浜島) TEL:052-838-8795/FAX:052-838-8796

# 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会「共謀罪」連続学習会

## 第1回 5月11日(木) 刑法から迫る共謀罪の本質

講師：平川宗信さん（名古屋大・中京大名誉教授（刑法））

1944年生まれ。東京大学法学部卒業、1981年 名古屋大学法学部教授、2004年 中京大学法学部教授、名古屋大学名誉教授。著書：『刑事法演習』（共編著、有斐閣）『刑事法の基礎』（有斐閣）、『憲法的刑法学の展開 — 仏教思想を基盤として』（有斐閣）など。



### 現実事例の当事者からの報告

#### … 白龍町高層マンション建設を巡る住民運動への刑事弾圧事件の被害者

閑静な住宅街に高層マンションが建つということで、違法工事を強行する事業者に対し、住民は監視活動を行っていた。ある日、業者が「暴行された」と110番し、住民のリーダーがその場で逮捕された。本人は否認したが、警察・検察は業者側の言い分だけを採用して勾留し、起訴した。現在、完全無罪を主張して裁判を闘っている。

## 第2回 5月25日(木) 憲法から迫る共謀罪の本質

講師：本 秀紀さん（名古屋大学教授（憲法））

1963年、愛知県生まれ。名古屋大学法学部卒業、現在、名古屋大学大学院法学研究科教授。著書：『政治的公共圏の憲法理論』、『現代政党国家の危機と再生』（いずれも日本評論社）など。



### 現実事例の当事者からの報告…大垣警察市民監視違憲訴訟原告

大垣警察署が風力発電事業者を呼び出し、「大々的な市民運動に発展させない」ために大垣市民4名の個人情報事業者を提供していたことが発覚。警察庁トップが国会でこうした「意見交換」は「通常の警察業務の一環」である、と答弁している。当事者が国家賠償請求訴訟を提訴、係争中。

## 第3回 5月29日(月) 治安維持法から迫る共謀罪の本質 ～政府は何を甦らせようとしているか

講師：内田博文さん（九州大学名誉教授（刑法））

1946年大阪府生まれ。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。専門は刑事法学（人権）、近代刑法史研究。主な単著に『刑法学における歴史研究の意義と方法』（九州大学出版会）、『ハンセン病検証会議の記録』（明石書店）、『日本刑法学の歩みと課題』（日本評論社）、『刑法と戦争—戦時治安法制のつくり方』（みすず書房）、『治安維持法の教訓 権利運動の制限と憲法改正』（2016みすず書房）など。現在、長年の研究を踏まえて、共謀罪の危険性について、積極的に発言を重ねている。



## 特別編 6月6日(火) 日本の表現の自由とメディアと「共謀罪」 ～国連特別報告者・調査報告をふまえて

講師：藤田早苗さん（英国エセックス大学人権センターフェロー（国際人権法））

英国在住。名古屋大学大学院国際開発研究科修了。英国エセックス大学にて国際人権法学修士号、法学博士号取得。特定秘密保護法を英訳、国連に通報し、その危険性を国際社会に知らせる。国連表現の自由特別報告者の日本調査実現に尽力し、国内外で、日本の表現の自由と情報の自由をめぐる諸問題について問題提起を続けている。共著：『国際人権（自由権）規約第6回日本政府報告書審査の記録—危機に立つ日本の人権』（現代人文社、2016年）など。



各回とも会場・時間は同じ

会場は ウィルあいち セミナールーム1・2

時間は 18:30～20:30（開場18:00）

入場無料（カンパ歓迎）

《ウィルあいち》 名古屋市東区上堅杉町1番地

・地下鉄「市役所」駅2番出口より東へ徒歩約10分

・名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分

・市バス「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分